

令和 6 年 第 13 回

当別町教育委員会定例会議事録

(

(

当別町教育委員会

令和6年 第13回 当別町教育委員会定例会 議事録

日時 令和6年11月27日（水） 午後2時00分

場所 当別町役場3階中会議室

出席者 三澤教育長、武岡教育長職務代理者、小林委員、佐々木委員、大畑委員

出席職員 山田教育部長、高田学校教育課長、川村学校教育課参事、村上社会教育課長

傍聴者 なし

【開会宣言】 教育長	ただ今、委員全員出席しておりますので、これより令和6年第13回当別町教育委員会定例会を開催いたします。
【傍聴確認】 教育長	傍聴の方はいらっしゃいますか。 （「いません」の声） 傍聴がおりませんので、早速議事に入らせていただきます。
【議事日程】 教育長	日程につきましては、各委員に配付しております日程表に基づき議事に入ります。
【日程第1】 教育長	日程第1、議案第1号、当別町一体型義務教育学校基本構想の独自基準について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	議案第1号、当別町一体型義務教育学校基本構想の独自基準について、1頁になります。 令和6年6月に開催した第7回、8月に開催した第9回及び10月に開催した第11回の定例会で協議してきましたこのことについて、今月13日に開催した第12回の臨時会での協議結果を踏まえ、今後の方向性を定めるため、委員会の議決を求めるものでございます。 なお、これまでの協議内容等については別冊をご覧ください。1頁から3頁につきましては、これまで検討してきた内容について記載をしております。 本日ににつきましては、4頁の5検討結果をご覧くださいと思います。 今月13日の臨時会の中で、委員さんのご意見等について、この検討結果のほうにまとめておりますので、読み上げさせていただきます。 5検討結果、当別町一体型義務教育学校基本構想による学級編制における当別町独自基準について、平成30年8月に策定した「当別町一体型義務教育学校基本構想」では、新築するとうべつ学園は1学年2学級となることを想定し、少人数・習熟度別による丁寧な指導を充実させるために、1年生と2年生の定数を29人、3年生から6年生の定数を35人に設定した学級編成の独自基準を設けることとした。増えた学級の担任を町独自で確保する課題はあったが、実際に当時の児童数では、学級編成の基準に達することがなかったため、独自基準を適用することはなかった。 その後、学習指導要領が変わり、子どもたちの学力向上と学びの保障に重点

	を置き、授業の質を向上させる授業改革や ICT を効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」と「協働的な学び」を実現することが求められるようになった。これらを実現するためには、クラスに一定の人数が必要であり、少人数化が必ずしもプラスに働かない場合もあることが今回の視察を通して鮮明になった。 そのため、クラスの状況に応じて町独自で雇用する学力向上推進講師や支援員等を数多く配置し、多様な子どもたちに寄り添った指導や支援を可能とする現在の当別型複数指導体制が、現在の学習指導要領に沿った最も効果的な学習スタイルと考える。現に、令和元年以降、学力向上は成果となって現れている。 したがって、当別町としては、道の基準で学級編成を行うことで、道の施策における様々な教員加配を受けながら、義務教育 9 年間でマルチな対応が可能となる当別型複数指導体制を継続することが、現在の教育のニーズに合った形であると判断した。 よって、次期教育基本計画においては、当別型複数指導体制を継続・充実させることとしたいと考えている。 以上のようにまとめておりますので、よろしくお願いいたします。 以上、議案第 1 号の説明といたします。
教育長	これまでの経緯を検討結果としてまとめさせていただいた内容でございます。これにつきまして、質疑はございませんでしょうか。
武岡教育長職務 代理者	理由の付け足しなのですけれども、前のほうに書いてある主なデメリットのところに書いてあることなのですが、もし、少人数学級が実現したとしても、今、教員の人材不足が非常にささやかれているということと、増加教員については、町独自の予算措置が必要であるということ、それらのことから、これは現状非常に困難だということがあるのではないかというふうに思われます。
教育長	ありがとうございます。では、具体的にそれはどこの文章に…。
武岡教育長職務 代理者	いえ、これでいいのですけれども、そういうことも一方ではあるのかなということ…。
教育部長	ありがとうございます。これまでの検討の中でもそういった意見というのは出てきたと思っております。こちらにつきましては、この後、総合教育会議もでございます。その中で、今回決めていただいた中身の理由の一つとして、是非、代理のほうから町長のほうにもお伝えいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。
教育長	他にございませんでしょうか。
小林委員	この別冊の扱いというのは、どういう扱いになるのか。オフィシャルに、議会に補足して出す文書なのか、要は、議案があつての補足的なものなのかということを知りたいのですけれども。
教育部長	こちら、とりまとめたものにつきましては、この次の総合教育会議の中で、資料として提出をします。その後、議会のほうには、常任委員会のほうで、そこでの検討結果も踏まえた形のものを報告したいと思います。この資料を用いて

	報告したいといった流れの基礎のものになっております。
小林委員	一つ気になったところが、結果なのですけれども、今回の視察を通してと書いてあるのですけれども、視察は清水町なので、清水町への視察という形で入れてもいいと思うし、あと、議論もしているのです、そこも入れた方がいいのかなという、教育委員会で議論もして、こういった結果になっているという形なので、それは、この資料の取扱いで、オフィシャルであればそういうふうにしたほうがいいし、補足的なものであれば、別に足さなくてもいいとは思うのですけれども。
教育部長	その点につきましては、次の総合会議の中で、我々が視察にいった中身ですとか、どういったことを経験してきたかというところを委員さんのほうから、町長のほうにもお伝えいただきながら、一つずつ進めていって、最終的に出た結論の中で、また次、委員会に出す時には、そういった文言を加えた方がいいのかとか、というものを次の会議で、結果としてまたとりまとめはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
教育長	他にいかがでしょうか。ご質問等ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） では、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） それでは議案第1号は、原案のとおり決定いたします。
【日程第2】 教育長	日程第2、協議第1号、とうべつ学園エアコン設置工事請負契約について、事務局より説明願います。
教育部長	それでは、協議第1号、とうべつ学園エアコン設置工事請負契約について、2頁、3頁になります。 本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要となり、次の内容を令和6年12月定例会に提出するため、協議するものでございます。 3頁の別記のほうになりますが、契約の目的については、とうべつ学園エアコン設置工事、契約の方法は、指名競争入札による、こちらは5者の入札となっております。契約金額につきましては、2億6,950万円、契約の相手方は、大栄建工株式会社となっております。 以上、協議第1号の説明といたします。
教育長	ただ今の説明に対しまして、ご質問等ございませんでしょうか。
小林委員	5者のうち、町内業者は何者でしょうか。
学校教育課長	2者でございます。
教育長	その他、ご質問等ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） それでは、ないようでございますので、以上で本件を終了させていただきます。
【日程第3】	日程第3、協議第2号、令和6年度12月補正予算について、事務局より説

教育長	明願います。
教育部長	それでは、協議第2号、令和6年度12月補正予算について、4頁から6頁になります。 令和6年度12月補正予算としてまとめたものを令和6年12月定例会に提出するため、協議するもので、5頁から6頁の別記に、町議会に提出する補正予算書を掲載しておりますので、内容について各所管課長より説明いたします。
学校教育課長	それでは、ご説明申し上げます。 学校教育課分の12月補正に関しましては、西当別中学校のマルチルーム教室の改修費合計1,366万9,000千円と令和7年から9年までの学校給食の調理外業務委託に係る債務負担行為となります。 それでは、議案5頁をご覧ください。歳出の9款 教育費、2項 義務教育費、1目 学校管理費におきまして、備品購入費で481万8,000円の増、2目 教育振興費におきまして、備品購入費で563万7,000円の増、3目 施設費におきまして、学校施設改修工事で321万4,000円をそれぞれ増額しようとするものであります。 1つ目の学校管理費における備品購入費については、新JIS規格の机や椅子、生徒用のロッカーなどの導入購入費となります。2つ目の教育振興費における備品購入費については、プロジェクターやホワイトボード、スピーカーなどを導入する購入費となります。3つ目の施設費における学校施設改修工事については、学校の床の一部張替えだとか照明のLED化を行う工事費となります。 教室ですが、西当別中学校の以前、パソコン教室として使用されていた現在のマルチルームを改修して、令和7年度に新3年生になる、現在37人の学級の学習環境の改善を図るものです。また、この学年が卒業した令和8年度以降につきましては、全学年が使用可能な多目的教室として使用できるように、プロジェクターや大きなホワイトボード、スピーカーなどを設置することで、現在体育館で行っている学年発表だとかグループワーク、プレゼンに適した多目的室として活用するスペースになります。 なお、今回補正対応する理由としては、当初予算で対応した場合、対象となる新3年生が年度途中で教室を移動することになり、受験勉強に支障をきたすことから補正対応することで、4月から新しい教室で授業を行えるよう対応するものでございます。 次に、6頁をご覧ください。債務負担行為の補正について、でございますが、当別町学校給食調理外業務委託料でございます。現在、3年間の長期継続契約を行う中で調理を外注しておりますが、人の確保が非常に困難になってきているため、少しでも早めに契約する必要があるでございますので、この度、12月の補正で債務負担行為を行い、期間を令和6年度から9年度までの3か年の限度額を、1億8,163万2,000円をつけさせていただき、年度内に契約を進めて実行

	したいと考えております。 以上です。
社会教育課長	続きまして、社会教育課所管分の令和6年度12月補正予算についてご説明申し上げます。同じく4頁から6頁となります。 まず、歳出におきまして、9款 教育費、4項 保健体育費、1目 保健体育総務費におきまして、マナーキッズプロジェクト負担金で20万円の増となっております。内容としましては、従前より、子どもの体力低下、運動能力低下といった課題に対しまして、低年齢時期から、体幹を鍛えるとともに、美しい姿勢や挨拶などの大切さを伝えるマナーキッズプロジェクトに平成23年度より取り組んでございます。今回、これまでのマナーキッズプロジェクトに関する取り組みにご賛同いただいた事業者から企業版ふるさと納税がございまして、それを財源として、テニス等を通して、挨拶や礼儀作法の基本的なマナーを身につけさせるマナーキッズスポーツ教室、小学生を中心に開催する費用及び就学前園児が基本的な体力、知力を身につける体幹遊び等の実践プログラムを認定こども園の保護者や保育士を対象に実施しようとする、そういった事業に充てようとするものでございます。 続きまして、6頁の債務負担行為の補正について、ご説明いたします。当別町社会体育施設等指定管理料は、令和6年度から令和11年度までの期間、3億4,856万円を限度額として、債務を負担することができる事項に追加したものでございます。内容としましては、総合体育館をはじめとする社会体育施設等の指定管理業務につきまして、令和7年4月1日からの業務開始に伴う業者選定、仕様提示等の契約準備事務を令和6年度中に進めたいと考えておりますため、債務負担行為を設定するものでございます。また、業務の終期は、令和12年3月31日までとしてございます。 予定している指定管理業務の内容については、指定管理施設をこれまでの総合体育館、白樺コミュニティセンター、とうべつ学園水泳プールの3施設に、西当別コミュニティセンターを加えることとしてございます。また、指定管理期間は、これまでの3年間としておりましたが、これを新たに5年間に設定しております。この西当別コミュニティセンターの管理を加えることにつきましては、指定管理者の自主事業として行っているインストラクターによるスポーツ活動を通じた健康増進教室など多彩なプログラムを西当別地区においても継続開催することが可能となって、町民がスポーツに親しむ機会の拡大につなげることができるメリットがあると考えてございます。また、5年となる指定管理期間の延長につきましても、社会体育施設等の管理運営を長期に行わせることにより、指定管理事業者による積極的な設備投資、人材登用を促しまして、安定的に運営が行える体制を整えさせることによって、町民などの利用者の利便性を高めることに狙いがございます。 なお、指定管理者の選定につきましては、当別町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づく公募により行い、選定した指定管理者の候補

	については、指定管理者に指定すべく議会承認を受けるため、別途、議案提出を行うこととしていることを申し添えさせていただきます。 以上でございます。
教育長	それでは、ただ今の説明に対しましてご質問ございませんでしょうか。
武岡教育長職務 代理者	質問ではないのですがけれども、西当中の中3の教室について、子どもの実態を考えて補正予算を組んで、4月から新しいマルチルームでという配慮、非常にありがたいと思います。子ども達もきっと喜んで、中3ですから受験勉強に励んでくれるのではないかなというふうに思っております。ありがとうございます。 また、西当別地区の学校につきましては、他の学年についても同様なことが出てきた時には、可能な範囲、また対応のほうをよろしく願いできたらと思います。 以上です。
教育部長	ありがとうございます。これにつきましては、これからの児童生徒数にも配慮しながら、順次、こういった整備ができればいいなと教育委員会事務局としても思っております。小中学校両方ともというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。
教育長	他にございませんでしょうか。
小林委員	社会体育施設の指定管理料で今課長が言っていた西当別でインストラクターが確保できたとかというお話があったのですが、具体的にはどういった競技、種目があるのかなと。あと、総合体育館も少し聞いたかったのですが、教えてもらってもいいでしょうか。
社会教育課長	今、私が言ったインストラクターを配置した事業というのは、今の指定管理者における独自事業として、私たちが仕様書に入れている指定運営管理業務とまた違った形で、独自にやっている事業となります。 ただ、この事業が行われることで、町民の方々の健康増進につながるものとして、大変ありがたい部分だと思っているのですがけれども、これを今、総合体育館しか指定管理施設がないものですから、総合体育館のアリーナや格技場を利用して、指定管理者が独自に行っております。ただ、西当別地区においては、西当別コミュニティーセンターの大会議室やアリーナを一回、一回ふれスポとうべつさんが借りて事業をしているというような状況になっております。そこで、西当別コミセンも指定管理に加えることで、新たな指定管理者が一体的に事業を行えることにメリットがあるという考えでございます。
大畑委員	備品購入の件なのですがけれども、ロッカーを購入するということですが、それは用途というか、子ども達のものは、元々あったのでしょうか。
学校教育課長	ロッカーに関しては、子ども達の背負ってくるリュックサックだとか、手提げ鞆で、そもそもマルチルームを教室にしようとしているものですから、そこにロッカーがないということで、付けようと思っています。尚且つ、今、他の教室もそうなのですが、少しずつ鞆が大きくなっているんで、それが対

	応できるような大きさのロッカーを導入するというものです。
大畑委員	少しそれてしまうかもしれないですけども、ロッカーはあくまでも荷物を置く場所として、教科書をそこに置いて帰れるとか、そういうことではないのですか。
教育長	ロッカーという言い方が、おそらくイメージと離れているのだと思うので、学校の教室の後ろ側に子ども達がランドセルを置いたりするような棚がありますよね。その少し現代バージョンというか、新しいものを付けようと考えております。 他にございませんでしょうか。 （「ありません」の声） ないようでございますので、以上で本件を終了させていただきます。
教育長	以上で、令和6年第13回当別町教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時26分

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

当別町教育委員会 教 育 長

教育長職務代理者